



渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生じる動搖、傾斜その他の要因により機能が損なわれることがないものでなければならぬ。

**第五条** 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。

(機能の確認等)

#### 第六条 試験研究用等原子炉施設の地盤

船舶に施設する試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を確保する

三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。

#### (地震による損傷の防止)

第七条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力（試験炉許可基準規則第四条第二項において同じ。）は、試験炉許可基準規則第三項第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

#### (地盤による損傷の防止)

第八条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。）によりその安

全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第九条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第十条 試験研究用等原子炉施設は、船舶に施設するものと同様の構造である。

(構造)

第十一條 試験研究用等原子炉施設に属する容

器、管、弁及びポンプ（以下「機器」という。）並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持

装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装

置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、放射性物質により汚染された空

気を吸入し難いように設置されたものである

こと。

構造物（以下この項において「機器等」とい

う。）の材料及び構造は、その安全機能の重要

度に応じて、当該機器等がその設計上要求され

る強度が確保されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じて、機器に作用する圧力を過度

に上昇を適切に防止する性能を有する逃がし

弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁（第十五条

において「逃がし弁等」という。）が必要な箇

所に設けられていないければならない。

3 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、そ

の安全機能の重要度に応じて、適切な耐圧試験

又は漏えい試験を行ったとき、これに耐えか

つ、著しい漏えいがないものでなければならな

い。

4 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつ

て、その材料が中性子照射を受けることにより

著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監

視試験片を備えたものでなければならない。

(遮蔽等)

第五十二条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転

時ににおいて当該試験研究用等原子炉施設からの直接ガソマ線及びスカイシヤインガソマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できる

ものでなければならない。

2 工場等（原子力船を含む。）内における外部

放射線による放射線障害を防止する必要がある

場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能

力を有するものであること。

二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合

であつて放射線障害を防止するために必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。

三 自重・熱応力その他の荷重に耐えるもので

あること。

(換気設備)

第十三条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能

力を有するものであること。

二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造であり、かつ、逆流するおそれがないものでなければならない。

3 第二条第四項に規定する不正アクセス行為を防止するため、適切な措置が講じられていない。

4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他

おそれがある管管理区域内に当該排水路の開口部がない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十五条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されており換気設備が設けられていなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他

おそれがあり、かつ、人が触れるおそれがある

ものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転

時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十七条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十八条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十九条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十二条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十三条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十六条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十七条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第二十九条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第三十条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第三十一条 試験研究用等原子炉施設は、通常運

転時に機器から放射性物質を含む流体が漏

出する場合において、これを安全に廃棄し得

るよう設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から

物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射

性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この

## (安全設備)

第十六条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されなければならない。

一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであつてはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。

二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の单一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ)が発生した場合であつて、外部電源が利用できぬ場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであることを。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究等原子炉(試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。

三 安全設備は、設計基準事故時及び設計基準事故における間に想定される全ての環境条件において、その機能を發揮することが可能であるものである。

四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによるること。

イ 火災の発生を防止するために可能な限りの消防を行ふ設備が設けられていること。

ロ 必要に応じて火災の発生を感じする設備を講ずること。

ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。

六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがあるものであること。

五 前号ロの消防を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。

六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合においては、次に掲げるところにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。

## (熱遮蔽材)

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを

防止するため、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されなければならない。

七 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合においては、次に掲げるところにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを

れるがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。

## (溢水による損傷の防止)

研究用等原子炉施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

二 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器(配管その他の設備から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ)。

三 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられないなければならない。

一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料又は使用済燃料(以下この条及び次条において「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することに

より燃料体等が溶融しないものであること。

四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱中に受け衝撃及び耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止すること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ハ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

二 使用済燃料その他の高放射性の燃料体からの放射線に対する適切な遮蔽能力を有するものであること。

三 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。

イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

二 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

三 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

四 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

五 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

六 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

七 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

八 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

九 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一〇 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一一 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一二 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

三 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを

防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。

一 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するところにより設置されていなければならない。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを

防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。

一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

メ 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところにより設置されなければならない。

二 使用済燃料その他の高放射性の燃料体からの放射線に対する適切な遮蔽能力を有するものであること。

三 使用済燃料その他の高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

四 使用済燃料その他の高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。

イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

二 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

三 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

四 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

五 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

六 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

七 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

八 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

九 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一〇 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一一 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

一二 使用済燃料その他の異常を適切に検知し得るものであること。

(一次冷却材)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設は、運転時ににおける圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

二 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならない。

三 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないよう設置されなければならない。

四 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

五 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するところにより設置されていなければならない。

六 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

七 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

九 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一〇 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一一 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

(二次冷却材)

第二十二条 試験研究用等原子炉施設は、運転時ににおける圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するところにより設置されていなければならない。

三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

四 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

五 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するところにより設置されていなければならない。

六 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

七 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

九 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一〇 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一一 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

一二 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

(冷却設備等)

第二十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられないなければならない。

一 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全を確保するため、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

三 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

五 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

六 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

七 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

八 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

九 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

一〇 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

一一 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

一二 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

一二 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

一二 揭げた設備が設けられない場合に、試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。



一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。  
二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

四 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。）に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうよう炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

五 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共に用いる場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。（原子炉制御室等）

六 原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。

第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中して、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されていなければならない。

七 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるよう遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。

八 試験研究用等原子炉施設は、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、

原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる設備が設けられていないければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあっては、この限りでない。（廃棄物処理設備）

第三十三条 工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていない限りでない。

一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度を超過しないように試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する

能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備において発生する放射性廃棄物を廃棄する

能力を有するものであること。

三 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備との他の要因により著しく腐食するおそれがないときは、この限りでない。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。

五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することができるよう設置される。

七 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備を除く。

八 放射性廃棄物を廃棄する設備は、以下この項において同じ。が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げることにより設置されていなければならぬ。

一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

二 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。

三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空気中の放射性物質の濃度

二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていない限りでない。（保管廃棄設備）

四 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

四 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されなければならない。

五 前項第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。（放射線管理施設）

第六条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同様に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

第七条 前項第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていないなければならない。

第八条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて、当該項目を直接計測する施設をもつて代えることができる。

第九条 前項において、当該項目を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設を設けなければならない。

第十条 試験研究用等原子炉施設に設置される放射線管理施設が設けられない場合は、この場合において、当該項目を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設を設けなければならない。

第十一条 前項において、当該項目を直接計測する施設を設けなければならない。

第十二条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行ふ設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に

一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあっては、この限りでない。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減すること。ただし、施設内部の床面が隣接すること。ただし、施設の床面又は地表面より低い場合であつては、この限りでない。

三 施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。（保安電源設備）

第四十条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

四 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されなければならない。

五 前項第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている場合にあつては、この限りでない。

第六条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で必要な設備の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同様に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

第七条 前項第二項の規定は、液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていないなければならない。

第八条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて、当該項目を直接計測する施設を設けなければならない。

第九条 前項において、当該項目を直接計測する施設を設けなければならない。

第十条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に

反応度が異常に投入されないものであること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのないこと。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するため実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。

(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故防止

第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(冷却設備等)

第四十条 試験研究用等原子炉施設 (研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。) には次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備

二 運転時において一次冷却材が減少した場合に、これを自動的に補給する設備

三 原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 前項の設備は、冷却材の循環、沸騰その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されなければならない。

(非常用炉心冷却設備)

第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用

2 炉心冷却設備が設けられていなければならぬこと。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶触及び燃料体の著しい破損を防止し得るものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第四十二条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による衝撃、反応度の変化その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

(蒸気タービン)

第四十三条 蒸気タービン及びその附属設備は、その損壊又は故障その他の異常により試験研究用等原子炉施設の安全を損なうことがないものでなければならない。

(計装)

第四十四条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていないければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

一 热出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置及び液体の制御材を使用する場合においては、その濃度

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ハ 原子炉容器(加圧器)内又は蒸気ドーム内における水位

五 原子炉容器の入口及び出口における温度、圧力及び流量

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第四十五条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることないように反応度を制御できるよう、反応度制御系統が設けられていなければならぬこと。

2 応度制御系統が設けられていなければならぬこと。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられないなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備によること。

二 通常運転時の高温状態において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉停止系統を維持することができること。

三 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、高温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

五 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行できること、かつ、少なくとも一つは、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

七 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

八 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

九 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十一 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十二 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十三 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十四 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十五 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十六 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十七 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十八 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

十九 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができること。

(原子炉格納施設)

第四十六条 原子炉格納施設は、第五十二条第一項第一号から第三号までに定めるところによる

ほか、次に掲げるところにより設置されなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)が設けられていること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度について、安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」といいう。)が設けられていること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる水素及び酸素により想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる水素及び酸素により想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれること。

五 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

六 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

七 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

八 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

九 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十一 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十二 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十三 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十四 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十五 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十六 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

十七 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合においては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。



場合には、これを防止できるように設置されなければならない。

4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されなければならない。(ナトリウムの取扱い)

第五十七条 ナトリウムを取り扱う機器は、ナトリウムとの共存性を考慮して適切な材料を使用したものでなければならない。

2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバーガスで覆う構造でなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むナトリウムを通常運転において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置されなければならない。(カバーガスの取扱い)

第五十八条 カバーガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、運転時における放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 カバーガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備が設けられていなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むカバーガスを通常運転において系統外に排出する場合において、これを安全に廃棄し得るよう設置されていなければならない。(冷却設備等)

第五十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられないなければならない。

1 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備

2 運転時における原子炉容器内の液位を調整する設備

3 一次冷却材及び原子炉カバーガスに含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

4 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

5 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

## 五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉

容器内の残留熱を除去する設備の限りでない。

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたとき想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発した熱を除去できる非常用冷却設備。た

だし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあっては、こ

の限りでない。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されなければならない。(原子炉冷却材バウンダリ等)

第六十条 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならない。

4 原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならない。

5 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えていないよう反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられてなければならない。

6 制御棒を用いるものであること。

二 制御棒の炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。

三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系

の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

5 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリから的一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバーガス等のバウンダリから原子炉カバーガスの漏えいを検出する装置

ればならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもつて代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度に十分な余裕があるとき。

二 炉周期

原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

三 制御棒の位置

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量

ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉冷却材バウンダリにおける温度及び流量

ハ 主要な機器内における液位

イ 含有する放射性物質の濃度

ロ 圧力

試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故

2 (反応度制御系統及び原子炉停止系統)

試験研究用等原子炉施設には、通常運転時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備が設けられないなければならない。

3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び射線につき想定される最も厳しい条件下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するための措置が講じられたものでなければならない。

4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

5 制御棒は、運転時における圧力、温度及び射線につき想定される最も厳しい条件下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するための措置が講じられたものでなければならない。

6 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、

4 制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉

冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壊を起さないものでなければならない。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共に用

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低溫状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低溫状態において未臨界を維持できるものであること。

四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

